

# 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

解らないこと、解りにくいがあれば、遠慮なく質問をして下さい。

この「重要事項説明書」は、「富田林市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第3条第1項の規定において準用する、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定及び富田林市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第3条に規定する事業の実施にあたり、指定介護支援・介護予防ケアマネジメント契約締結に際して、利用者へ予め説明しなければならない内容を記したもので

## 1. あなたのお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

センター名称	富田林市第2圏域地域包括支援センター	介護保険指定事業所番号	(富田林市指定) 番号 2704900022
法人名	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会		
法人代表者	会長 谷口 勝彦		
所在地 (連絡先)	富田林市南大伴町4丁目4番1号 市立コミュニティセンターかがりの郷内 電話 0721-25-8205 FAX 0721-20-6075		
担当者名	丹下 皓介 杉野 哲 廣井 喜美 堤 桂子 枡谷 鉄平 田中 祐美		
営業日	通常月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、 12月29日から1月3日の間、を除く	営業時間	午前9時00分 から 午後5時30分
職員体制	管理者(1名)・保健師、看護師(2名)・社会福祉士(2名) 主任介護支援専門員(1名)・介護支援専門員(1名)		

## 2. 通常の事業実施地域

富田林市第2圏域地域包括支援センター圏域(第二・第三中学校区)内とする

## 3. 事業の目的および運営方針

事業の目的	本事業は、要支援状態の悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅においてその尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、医療機関等との連携に配慮し介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を作成すると共に、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を提供することを目的とする。
運営方針	① 地域包括支援センター(以下「センター」という)の保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行う。 ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ③ 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若くは地域密着型介護サービス事業者等に不当に偏ることの無いよう公正中立に行う。

- ④ 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- ⑤ 事業の運営に当たっては、富田林市、他の地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定居宅サービス事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

#### 4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容、利用料・その他の費用について

指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額
①ケアプランの作成	別紙に掲げる「指定介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメントの実施方法等について」をご参照ください。	左の①～⑧の内容は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの一連業務として、介護保険の対象となるものです。	(基本単価) A 4,605円 B 3,136円 C 4,605円 (初回加算) 3,126円 (委託連携加算) 3,126円	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません（全額介護保険により負担されます）。
②サービス事業者との連絡調整		ただし、ケアマネジメントB及びケアマネジメントCにおいては、一部実施しない場合があります。		
③サービス実施状況の把握、評価				
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要支援認定申請等に対する協力、援助				
⑦指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画作成等に対する協力業務				
⑧相談業務				

##### 【ご注意】

※介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。

※ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただく場合があります。

#### 5. その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
-----	---

#### 6. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

センターの担当職員（または居宅介護支援事業所の介護支援専門員）が利用者の状況把握の為、利用者の居宅に訪問する頻度は、概ね3ヶ月に1回となります（サービス提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回などが目安になります）。但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務又は介護予防ケアマネジメントの遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

#### 7. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	ア 利用料、その他の費用は利用者負担のある支援業務提供毎に計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。
-----------------	--

② 利用料、その他の費用の支払い	ア 利用者負担のある支援業務提供の都度お渡しする利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払ください。
	(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い

イ お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。  
(医療費控除の還付請求の際に必要となる事があります。)

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2月以上遅延し、更に支払いの督促から14日以内に支払が無い場合は、契約を解約した上で、未払い分を支払いただくことがあります。

## 8. 業務の委託について

この説明中の「4.介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容、利用料・その他の費用について」における業務の一部の委託について	介護保険法第115条の23第3項の規定及び富田林市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第4条第2項の規定により、居宅介護支援事業者へ委託する場合があります。
---	--

## 9. 虐待の防止について

- センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- |                             |                           |
|-----------------------------|---------------------------|
| ①虐待防止に関する責任者を選定             | 【虐待防止に関する責任者 事業所責任者 森井 航】 |
| ②成年後見制度の利用に関する支援            | ③虐待の対応及び体制の整備             |
| ④職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施 |                           |

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②センター及びセンターの使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ③この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。 ④センターは従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	①センターは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ②センターは、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 身分証携行義務

訪問する職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、何時でも身分証を提示します。

### Ⅰ 3. 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメントに関する相談、苦情について

【センターの窓口】 富田林市 第2圏域地域包括支援センター	所在地 富田林市南大伴町4-4-1 電話番号 0721-25-8205 FAX番号 0721-20-6075 受付時間 9:00~17:30(月~金)
【市町村の窓口】 富田林市健康推進部高齢介護課	所在地 富田林市常盤町1-1 電話番号 0721-25-1000 FAX番号 0721-20-2113 受付時間 9:00~17:30(月~金)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 FAX番号 06-6949-5417 受付時間 9:00~17:30(月~金)

この重要事項説明書の説明年月日	令和年月日
-----------------	-------

上記内容について、「富田林市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第3条第1項の規定において準用する「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定及び富田林市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第3条に規定する事業の実施にあたり説明を行いました。

事業者	所在地 大阪府富田林市南大伴町4丁目4番1号
	法人名 社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会
	代表者名 会長 谷口 勝彦
	事業所名 富田林市第2圏域地域包括支援センター
	説明者名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

#### <利用者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

#### <代筆者>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

#### <代理人>

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_